議案第7号

高根沢町職員の給与に関する条例等の一部改正について

高根沢町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を、次のように定める。

令和7年2月28日

高根沢町長 加藤公博

高根沢町職員の給与に関する条例等の一部改正について

1 概要

人事院勧告を踏まえた関係法律の一部改正に準じ、関係条例を一括して改正するものです。

2 改正内容

次のとおり、11条例の一部を改正します。

※以下の記載中「改正条例」は、「高根沢町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」をいいます。

(1) 第1条改正 高根沢町職員の給与に関する条例の一部改正

①給料

行政職給料表を改定するとともに、職務の級が3級以上の者については号給を切り替え、令和7年4月1日からの給料月額を引き上げます。(別表第1並びに改正条例附則第2条、第3条及び別表)

また、職務の級が6級以上である職員の昇給の特例を廃止します。(第4条第5項)

②期末・勤勉手当

6月と12月に支給する期末・勤勉手当の支給割合を平準化します。(第17条及び第17条の4)

期末手当	の支給割合	改〕	E前(令和6年度	E)	改正征	後(令和7年度以	以降)
(第 17 条関係)		6月	12 月	合計	6月	12 月	合計
定年前再任用短時間	特定幹部職員以外	122. 5/100	127. 5/100	250/100	125/100	125/100	250/100
勤務職員以外の職員	特定幹部職員	102. 5/100	107. 5/100	210/100	105/100	105/100	210/100
定年前再任用短時間	特定幹部職員以外	68. 75/100	71. 25/100	140/100	70/100	70/100	140/100
勤務職員	特定幹部職員	58. 75/100	61. 25/100	120/100	60/100	60/100	120/100

勤勉手当	の支給割合	改〕	E前(令和6年度	E)	改正征	後(令和7年度以	以降)
(第 17 条の 4 関係)		6月	12 月	合計	6月	12 月	合計
定年前再任用短時間	特定幹部職員以外	102. 5/100	107. 5/100	210/100	105/100	105/100	210/100
勤務職員以外の職員	特定幹部職員	122. 5/100	127. 5/100	250/100	125/100	125/100	250/100
定年前再任用短時間	特定幹部職員以外	48. 75/100	51. 25/100	100/100	50/100	50/100	100/100
勤務職員	特定幹部職員	58. 75/100	61. 25/100	120/100	60/100	60/100	120/100

③扶養手当

段階的に配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の額を引き上げます。また、扶養手当の支給に関し必要な事項は町規則で定めるものとします。(第8条、第9条及び第17条の6並びに改正条例附則第4条第1項)

	マ ハ	みて並(今和 C 左座)	改正	E後
	区分	改正前(令和6年度)	(令和7年度)	(令和8年度以降)
酉	己偶者	6,500円	3,000円	0円
99 歩ナベのフ	15 歳以上	15,000 円	16, 500 円	18,000円
22 歳までの子	15 歳未満	10,000円	11,500円	13,000円
重度心	身障害者等	6, 500 円	6, 500 円	6,500円

※ 年齢: 当該年齢に到達後の最初の4月1日をもっての区分

※ 重度心身障害者等:満22歳までの孫、満60歳以上の父母及び祖父母、満22歳までの弟妹、重度心身障害者

④住居手当

単身赴任手当を支給される職員が、事実上婚姻関係と同様の事情にある者が居住するための住宅を借りた場合にも、住居手当を支給

できるようにします。(第9条の2)

また、定年再任用短時間勤務職員にも当該住居手当を支給できるようにします。(第17条の5)

⑤地域手当

支給区分が都道府県単位に変更された地域手当を令和7年4月1日から支給するため、その月額、級地その他地域手当の支給に必要な事項を定めます。(第9条の3及び第9条の4)

本町に在勤する職員は「5級地 100分の4」に該当します。また、経過措置として令和10年3月31日までは100分の20を超えない範囲内(5級地は100分の2)で町規則で定めます。(附則第5条)

⑥通勤手当

新幹線等に係る通勤手当の支給限度額を引き上げるとともに、支給要件を緩和します。(第10条)

改正前(令和6年度)	改正後(令和7年度以降)
在来線運賃相当額 上限 55,000 円/月	在来線運賃相当額+新幹線特急料金相当額
新幹線特急料金 1/2 相当額 上限 20,000 円/月	上限 150,000 円/月

⑦単身赴任手当

単身赴任手当の支給対象を「新たに給料表の適用を受ける職員となった者」に拡大します。(第10条の2)

⑧管理職員特別勤務手当

管理職員が災害対応などやむを得ず勤務した場合に支給される管理職員特別勤務手当について、支給に係る勤務時間を拡大します。 (第 16 条の 3)

区分	改正前(令和6年度)	改正後(令和7年度以降)
平日 (休日等に含まれる時間を除く。)	午前0時から午前5時までの勤務	午後 10 時から翌日午前 5 時までの勤務

- (2) 第2条改正 高根沢町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正 懲戒処分の減給の対象に「地域手当」を追加します。
- (3) 第3条改正 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正
- ①技能労務職員の給与に「地域手当」を追加します。(第2条、第3条及び第4条の2)
- ②単身赴任手当を支給される技能労務職員が、事実上婚姻関係と同様にある者が居住するための住宅を借りた場合にも、住居手当を支給できるようにします。
- ③定年前再任用短時間勤務職員にも住居手当を支給できるようにします。(第19条の2)
- (4) 第4条改正 高根沢町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正
- ①高根沢町企業職員の給与に「地域手当」を追加します。(第2条及び第6条の2)
- ②扶養手当について、一般職員の例に準じて改めます。(第6条及び改正条例附則第4条第2項)
- ③住居手当について、一般職員の例に準じて改めます。(改正後の第6条の3及び第20条)
- ④特定任期付職員業績手当の廃止に伴い、該当規定を削ります。(第2条及び改正前の第15条)
- (5) 第5条改正 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員への支給対象に「地域手当」を追加します。
- (6) 第6条改正 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正 公益的法人等に派遣される職員への支給対象に「地域手当」を追加します。
- (7) 第7条改正 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正
- ①特定任期付職員業績手当の廃止に伴い、規定を整理します。(第8条)
- ②高根沢町職員の給与に関する条例の改正に伴い、特定任期付職員に対する適用除外を整理します。(第10条第1項)
- ③特定任期付職員に対し、勤勉手当を支給します(第10条)

マハ	改	正前(令和6年度	更)	改正征	後(令和7年度以	以降)
区分	6月 12月		合計	6月	12 月	合計
期末手当	170/100	175/100	345/100	95/100	95/100	190/100
勤勉手当		(該当なし)		87. 5/100	87. 5/100	175/100

(8) 第8条改正 職員の修学部分休業に関する条例の一部改正

修学部分休業中の職員の給与を減額する対象に「地域手当」及び「特殊勤務手当」を追加します。

(9) 第9条改正 職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正

高齢者部分休業中の職員の給与を減額する対象に「地域手当」及び「特殊勤務手当」を追加します。

(10) 第10条改正 高根沢町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

フルタイム会計年度任用職員の給与に「地域手当」を追加します。また、パートタイム会計年度職員の報酬に「地域手当に相当する額」を加算します。

(11) 第11条改正 高根沢町職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正

- ①暫定再任用職員にも住居手当を支給できるようにします。(附則第2条第8項)
- ②地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)の一部改正に伴う条ずれに対応します。(附則第7条)
- 3 施行日

令和7 (2025) 年4月1日

高根沢町条例第 号

高根沢町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(高根沢町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 高根沢町職員の給与に関する条例(昭和33年高根沢町条例第7号)の一部を次のように改正する。

_ 第1条 高根沢町職員の給与に関する条例(昭和33年高根沢町条例第	9/号)の一部を次のように改正する。
改正後	改正前
(昇給の基準)	(昇給の基準)
第4条	第4条
5 前項の規定により職員(次項に掲げる職員を除く。以下この項	5 前項の規定により職員(次項に掲げる職員を除く。以下この項
において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給	において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給
の号給数は、 <u>前項</u> に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した	の号給数は、 <u>同項</u> に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した
職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として町規則で定	職員の昇給の号給数を4号給 <u>(行政職給料表の適用を受ける職員</u>
める基準に従い決定するものとする。	でその職務の級が6級以上であるものにあっては、3号給)とす
	ることを標準として町規則で定める基準に従い決定するものとす
	る。
(扶養手当)	(扶養手当)
第8条	第8条
2	2
	_(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情に
	<u>あるものを含む。以下同じ。)</u>
<u>(1)</u> (略)	_(2)_ (略)
(2)(略)	_(3)_ (略)
(3) (略)	_(4)_ (略)

(4) (略)

(5) (略)

- 3 扶養手当の月額は、前項第1号<u>に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円</u>とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日 から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が いる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5, 000円に<u>当該期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額 を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、町規則で定める。

第9条 削除

(5)(略)

(6) (略)

- 3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間<u>(以下「特定期間」という。)</u>にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>特定期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 第9条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次 の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職 員は、直ちにその旨を任命権者又はその委任を受けた者に届け出 なければならない。
 - (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場 合
 - (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、 扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。
- 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合に おいては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の 初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定す る。前項ただし書きの規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合 における扶養手当の支給額の改定について準用する。
 - (1) <u>扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる</u> <u>事実が生じた場合</u>
 - (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定に よる届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った 場合

(住居手当)

第9条の2

(2) 第10条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者 (届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。) が居住するための住宅 (町が設置する公舎その他町規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして町規則で定めるもの

(地域手当)

- 第9条の3 地域手当は、当該地域における民間の賃金基準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して<u>町規則</u>で定める地域に在勤する職員に支給する。<u>当該地域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等に関する事情が当該地域に準ずる町規則で定める地域に在勤する職員についても、同様とする。</u>
- 2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各 号に定める割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 1級地 100分の20
 - (2) 2級地 100分の16
 - (3) 3級地 100分の12
 - (4) 4級地 100分の8

(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係る もののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子 となった場合

(住居手当)

第9条の2

(2) 第10条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(町が設置する公舎その他町規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして町規則で定めるもの

(地域手当)

- 第9条の3 地域手当は、当該地域における民間の賃金基準を基礎 とし、当該地域における物価等を考慮して<u>規則</u>で定める地域に在 勤する職員に支給する。
- 2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の16を乗じて得た額とする。

- (5) 5級地 100分の4
- 3 前項の地域手当の級地は、町規則で定める。
- 第9条の4 前条第1項の町規則で定める地域に在勤する職員がそ の在勤する地域を異にして異動した場合(職員が当該異動の日の 前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた 場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合とし て町規則で定める場合に限る。)において、当該異動(以下この 項において単に「異動」という。)の直後に在勤する地域に係る 地域手当の支給割合(前条第2項各号に定める割合をいう。以下 この項において「異動後の支給割合」という。) が当該異動の日 の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合(前条第2 項各号に定める割合をいい、町規則で定める場合には、当該支給 割合を超えない範囲内で町規則で定める割合とする。以下この項 において「異動前の支給割合」という。) に達しないこととなる とき、又は当該異動の直後に在勤する地域が前条第1項の町規則 で定める地域に該当しないこととなるときは、異動の円滑を図る ため、当該職員には、前条の規定にかかわらず、当該異動の日か ら3年を経過するまでの間(次の各号に掲げる期間において当該 各号に定める割合が異動後の支給割合(前条第3項の町規則で定 める級地の変更により、異動後の支給割合が当該異動の後に変更 された場合にあっては、当該変更後の異動後の支給割合)以下と なるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項にお いて同じ。)、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に 次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じ て得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動

の日から3年を経過するまでの間に更に在勤する地域を異にして 異動した場合その他町長の定める場合における当該職員に対する 地域手当の支給については、町長の定めるところによる。

- (1) 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合(異動前の支給割合が当該異動の後に前条 第3項の町規則で定める級地の変更により当該異動の日の前 日の異動前の支給割合を超えた場合にあっては、当該異動の日 の前日の異動前の支給割合。次号及び第3号において同じ。)
- (2) 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間 (前号に掲げる期間を除く。) 異動前の支給割合に100分の8 0を乗じて得た割合
- (3) 当該異動の日から同日以後3年を経過する日までの期間 (前2号に掲げる期間を除く。) 異動前の支給割合に100分の 60を乗じて得た割合
- 2 国家公務員、職員以外の地方公務員その他の町規則で定める者であった者が、引き続き行政職給料表の適用を受ける職員となり、前条第2項第1号の1級地に係る地域以外の地域に在勤することとなったとなった場合において、任用の事情、当該在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、町規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、地域手当を支給する。

(通勤手当)

第10条

(1) 通勤のため交通機関又は<u>有料の道路(以下この条</u>におい

(通勤手当)

第10条

(1) 通勤のため交通機関又は<u>有料の道路(以下この項から第</u>

て「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

2

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、町規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(<u>次項及び第5項</u>において「運賃等相当額」という。)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、 自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の 通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事 情を考慮して町規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、 3項までにおいて「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

2

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、町規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、 自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の 通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事 情を考慮して町規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1

第1号に定める額又は前号に定める額

- 3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で町規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして町規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第1号、次項及び第5項において「新幹線鉄道等」という。)を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、町規則で定めるところにより算出した当 該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当す る額(第5項において「特別料金等相当額」という。)

- 箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,0 00円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間 のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位 期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定 める額
- 3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で町規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして町規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第1号において「新幹線鉄道等」という。)でその利用が町規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、町規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に

- 4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となった者の うち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前 の住居(当該住居に相当するものとして町規則で定める住居を含 む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係 る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を 考慮して町規則で定める職員に限る。)その他前項の規定による 通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるも のとして町規則で定める職員の通勤手当の<u>額</u>について準用する。
- 5 運賃等相当額をその支給単位期間の月額で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
- <u>6</u> (略)
- 7 (略)
- <u>8</u> (略)

支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、当該職員の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

4 前項の規定は、前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして町規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

- <u>5</u> (略)
- 6 (略)
- <u>7</u> (略)

9 (略)

(単身赴任手当)

第10条の2

- 3 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の町規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して町規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして町規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 <u>前3項</u>に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、町規則で定める。

(管理職員特別勤務手当)

- 第16条の3 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により休暇等条例第3条第1項及び第4項、第4条並びに第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に<u>勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</u>
- 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の 臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の</u>午前5時までの間 <u>(週休日等に含まれる時間を除く。)</u>であって正規の勤務時間以 外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務

8 (略)

(単身赴任手当)

第10条の2

3 <u>第1項の規定</u>による単身赴任手当を支給される職員との権衡上 必要があると認められるものとして町規則で定める職員には、前 2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 <u>第3項</u>に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、町規則で定める。

(管理職員特別勤務手当)

- 第16条の3 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により休暇等条例第3条第1項及び第4項、第4条並びに第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に<u>勤務した</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の 臨時又は緊急の必要により<u>週休日等以外の日の午前0時から</u>午前 5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務した</u>場合 は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

手当を支給する。

- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に 応じ、当該各号に定める額 (前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して町規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)とする。
 - (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき6,000円を 超えない範囲内において町規則で定める額

(期末手当)

第17条

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125 (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの(町規則で定めるものを除く。第17条の4第2項各号において「特定幹部職員」という。)にあっては100分の105)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中<u>「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「10</u>0分の105」とあるのは「100分の60」とする。

- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に 応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき6,000円を超えない範囲内において町規則で定める額 (当該勤務に従事する時間等を考慮して町規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(期末手当)

第17条

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には1 00分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5 (行政職給料 表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの(町 規則で定めるものを除く。第17条の4第2項各号において「特定 幹部職員」という。)にあっては、6月に支給する場合には100 分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5)を乗じて得た 額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間 の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて 得た額とする。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中<u>「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」</u>とする。

(勤勉手当)

第17条の4

2

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105(特定幹部職員にあっては、100分の125)を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定 年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>(特定 幹部職員にあっては、<u>100分の60</u>)を乗じて得た額の総額

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第17条の5 第4条第3項から第10項まで及び第8条の規定は、定 年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(管理職手当等の支給方法)

第17条の6 管理職手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手 当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要 な事項は、町規則で定める。 (勤勉手当)

第17条の4

2

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の102.5 (特定幹部職員にあっては、100分の122.5)、12月に支給する場合には100分の107.5 (特定幹部職員にあっては、100分の127.5)を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の48.75 (特定幹部職員にあっては、100分の58.75)、12月に支給する場合には100分の51.25 (特定幹部職員にあっては、100分の61.25)を乗じて得た額の総額(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第17条の5 第4条第3項から第10項まで及び第8条<u>から第9条の</u> 2までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 (扶養手当等の支給方法)

第17条の6 管理職手当<u>、扶養手当</u>、地域手当、時間外勤務手当、 休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法 に関し必要な事項は、町規則で定める。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2級	3 級	4 級	5 級	6 級	7級
	号給	給料月額						
定年前再任		円	円	円	円	円	円	円
用短時間勤	1	183, 500	230, 000	265, 300	298, 800	321, 300	355, 200	408, 300
務職員以外	2	184, 600	231, 500	266, 300	300, 300	323, 100	356, 900	410, 200
の職員	3	185, 800	233, 000	267, 300	301,800	324, 900	358, 500	412, 100
	4	186, 900	234, 500	268, 300	303, 200	326, 600	360, 100	413, 900
	5	188, 000	236, 000	269, 300	304, 600	328, 300	361, 700	415, 700
	6	189, 700	237, 500	270, 300	305, 700	330, 000	363, 500	417, 500
	7	191, 300	239, 000	271, 300	306, 700	331, 700	365,000	419, 300
	8	192, 900	240, 500	272, 300	307, 900	333, 400	366, 600	421, 100
	9	194, 500	242, 000	273, 300	309, 100	335,000	368,000	422, 700
	10	196, 200	243, 400	274, 300	310, 700	336, 700	369, 600	424, 200
	11	197, 800	244, 800	275, 300	312, 300	338, 400	371, 200	425, 700
	12	199, 400	246, 200	276, 400	313, 900	340,000	372, 700	427, 200
	13	201,000	247, 400	277, 400	315, 400	341,500	374, 600	428, 700
	14	202, 700	248, 600	278, 700	317,000	343, 100	376, 500	430, 000

15	204, 400	249, 800	280,000	318,600	344, 700	378, 400	431, 300
16	206, 100	251,000	281, 200	320, 200	346, 200	380, 200	432, 500
17	207, 400	252, 100	282, 500	321, 700	347, 600	381, 700	433, 700
18	209, 000	253, 200	283, 800	323, 400	349, 300	383, 500	435, 000
19	210, 600	254, 300	285, 000	325, 000	350, 900	385, 200	436, 300
20	212, 100	255, 400	286, 200	326, 600	352, 500	386, 800	437, 500
21	213, 600	256, 400	287, 300	328, 000	353, 700	388, 500	438, 700
22	215, 200	257, 400	288, 500	329, 700	355, 200	389, 900	439, 500
23	216, 800	258, 400	289, 800	331, 400	356, 700	391, 300	440, 300
24	218, 400	259, 400	291, 100	333, 000	358, 200	392, 700	441, 100
25	220, 000	260, 400	292, 400	334, 200	359, 900	394, 100	441,700
26	221, 700	261, 300	293, 400	336, 100	361, 700	395, 300	442, 300
27	223, 000	262, 200	294, 400	337, 800	363, 400	396, 500	442, 900
28	224, 300	263, 100	295, 500	339, 400	365, 100	397, 500	443, 500
29	225, 600	263, 900	296, 600	340, 900	366, 500	398, 600	444, 200
30	226, 700	264, 700	297, 800	342, 500	367, 800	399, 800	445, 000
31	227, 800	265, 500	298, 900	344, 100	369, 000	400, 900	445, 400
32	228, 900	266, 300	300, 100	345, 700	370, 400	402,000	446, 100
33	230, 000	267, 000	301, 300	347, 400	371, 500	402, 700	446, 600
34	231, 100	267, 800	302, 600	349, 200	372, 400	403, 400	447,000
35	232, 200	268, 600	303, 900	351,000	373, 400	404, 100	447, 400

36	233, 300	269, 300	305, 200	352, 800	374, 500	404, 800	447,800
37	234, 400	270, 000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400	448, 200
38	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200	406,000	448,600
39	236, 400	271, 600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500	449,000
40	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900	449, 300
41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300	449, 600
42	239, 100	273, 800	313,000	360, 800	379, 500	407, 500	450,000
43	239, 900	274, 600	314, 300	361,800	380, 300	407,800	450, 300
44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381,000	408, 100	450, 600
45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900
46	242,000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700	
47	242,600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409,000	
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300	
49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500	
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800	
51	245,000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100	
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400	
53	246,000	281, 500	326, 400	370,000	386, 600	410,600	
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900	
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200	
56	247, 000	283, 500	329, 700	372,000	388, 300	411, 500	

57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411,700
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412,000
59	247, 900	285, 400	332,000	373, 700	389, 900	412, 300
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412,500
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412,700
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413,000
63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500
65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700
66	250,000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414,000
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300
68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500
69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700
70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415,000
71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500
73	252, 100	293, 400	340, 600	381,000	395, 200	415, 700
74	252, 400	293, 900	341, 100	381,600	395, 500	
75	252, 700	294, 300	341,500	382, 100	395, 800	
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000	
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200	

78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800
80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200
82	254, 800	296, 000	344, 500	385,000	397, 500
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000
85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200
86	256, 000	297, 100	346, 000		
87	256, 300	297, 400	346, 400		
88	256, 600	297, 700	346, 800		
89	256, 900	298, 000	347, 000		
90	257, 200	298, 300	347, 400		
91	257, 500	298, 600	347, 800		
92	257, 800	299, 000	348, 200		
93	258, 100	299, 200	348, 400		
94		299, 400	348, 800		
95		299, 700	349, 200		
96		300, 100	349, 500		
97		300, 300	349, 800		
98		300, 600	350, 200		

Î	99	301,000	350, 600		
	100	301, 400	351,000		
	101	301,600	351, 500		
	102	301, 900	351, 900		
	103	302, 200	352, 300		
	104	302, 500	352, 700		
	105	302, 700	353, 200		
	106	303, 000	353, 600		
	107	303, 300	353, 900		
	108	303, 600	354, 200		
	109	303, 800	354, 700		
	110	304, 200			
	111	304, 600			
	112	304, 900			
	113	305, 100			
	114	305, 300			
	115	305, 600			
	116	306, 000			
	117	306, 200			
	118	306, 400			
	119	306, 700			

		•	•	-	-	-		
	120		307, 000					
	121		307, 400					
	122		307, 600					
	123		307, 900					
	124		308, 200					
	125		308, 500					
定年前再任		基準給料月額						
用短時間勤		円	円	円	円	円	円	円
務職員		192, 000	219, 500	260, 000	279, 700	294, 900	320, 600	362, 700

(高根沢町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 高根沢町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和33年高根沢町条例第23号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(減給の効果)	(減給の効果)
第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける	第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける
給料及びこれに対する地域手当の合計額(法第22条の2第1項第	給料(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬
1号に掲げる職員については、報酬の額(高根沢町会計年度任用	の額(高根沢町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条
職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年高根沢町条例第1	例(令和元年高根沢町条例第14号)第17条に規定する時間外勤務
4号) 第17条に規定する時間外勤務に係る報酬、 <u>同条例</u> 第18条に規	に係る報酬、第18条に規定する休日勤務に係る報酬及び第19条に
定する休日勤務に係る報酬及び <u>同条例</u> 第19条に規定する夜間勤務	規定する夜間勤務に係る報酬を除く。))の10分の1以下を減ず
に係る報酬を除く。))の10分の1以下を減ずるものとする。こ	るものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給
の場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相	料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるもの

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和47年高根沢町条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(給与の種類)	(給与の種類)
第2条 職員の給与の種類は、給料、扶養手当、地域手当、住居手	第2条 職員の給与の種類は、給料、扶養手当、住居手当、通勤手
当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、	当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手
休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手	当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。
当とする。	
(給料)	(給料)
第3条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、	第3条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、
扶養手当 <u>、地域手当</u> 、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊	扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、
勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日	時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期
直手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。	末手当及び勤勉手当を除いたものとする。
(地域手当)	
第4条の2 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎	
とし、当該地域における物価等を考慮して町規則で定める地域に	
在勤する職員に支給する。当該地域に近接する地域のうち民間の	
賃金水準及び物価等に関する事情が当該地域に準ずる町規則で定	
める地域に在勤する職員についても、同様とする。	
(住居手当)	(住居手当)
第5条	第5条

(2) 第6条の2に規定する単身赴任手当を支給される職員で、 配偶者 (届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 を含む。以下同じ。) が居住するための住宅を借り受け、家賃 を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると 認められるもの

(単身卦任手当)

第6条の2 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、 住居を移転し、父母の疾病その他のやむを得ない事情により、同 居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は 公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在 勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると 認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に は、単身赴任手当を支給する。

(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)

第19条の2 第4条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は 第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。 (2) 第6条の2に規定する単身赴任手当を支給される職員で、 配偶者が居住するための住宅を借り受け、家賃を支払っている もの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるもの

(単身卦任手当)

第6条の2 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他のやむを得ない事情により、同居していた配偶者 (届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。) と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第19条の2 第4条<u>及び第5条</u>の規定は、地方公務員法第22条の4 第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適 用しない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(高根沢町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 高根沢町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和50年高根沢町条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(給与の種類)	(給与の種類)

第2条

3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当<u>、地域手当</u>、住居手当、 通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日 勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、 期末手当及び勤勉手当とする。

(扶養手当)

第6条

2

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) (略)
- <u>(4)</u> (略)

(地域手当)

第6条の2 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎 とし、当該地域における物価等を考慮して管理者が指定する地域 に在勤する職員に対して支給する。

(住居手当)

第6条の3

(2) 第7条の2第1項又は第2項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者<u>(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u>が居住するための住宅(管理者が指定するものを除く。)を借り受け、家賃を支払っ

第2条

3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、 単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、 夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、 勤勉手当及び特定任期付職員業績手当とする。

(扶養手当)

第6条

2

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情に ある者を含む。)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(住居手当)

第6条の2

(2) 第7条の2第1項又は第2項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(管理者が指定するものを除く。)を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして

ているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められ るものとして管理者が定めるもの

(給与の減額)

第15条 (略)

(休職者の給与)

第16条 (略)

(育児休業職員の給与)

第17条 (略)

(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)

第18条 (略)

(非常勤職員の給与)

第19条 (略)

(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)

第20条 第6条及び第7条の2の規定は、地方公務員法第22条の4 第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。

管理者が定めるもの

(特定任期付職員業績手当)

第15条 特定任期付職員業績手当は、地方公共団体の一般職の任期 付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第7条第1項 に規定する特定任期付職員(以下単に「特定任期付職員」という。) のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給 する。

(給与の減額)

第16条 (略)

(休職者の給与)

第17条 (略)

(育児休業職員の給与)

第17条の2 (略)

(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)

第17条の3 (略)

(非常勤職員の給与)

第18条 (略)

(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)

第19条 第6条、第6条の2及び第7条の2の規定は、地方公務員 法第22条の4第1項<u>若しくは</u>第22条の5第1項<u>地方公務員の育</u> 児休業等に関する法律第18条第1項又は地方公共団体の一般職の 任期付職員の採用に関する法律第5条の規定により採用された職 員には適用しない。 2 第6条、第6条の3及び第7条の2の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員には適用しない。

(特定任期付職員についての適用除外)

<u>第21条</u> 第4条、第6条、<u>第6条の3</u>、第9条、第10条第2項、第1 1条及び第14条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

(委任)

<u>第22条</u> (略)

(特定任期付職員についての適用除外)

第19条の2 第4条、第6条、<u>第6条の2</u>、第9条、第10条第2項、 第11条及び第14条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

(委任)

第20条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第5条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年高根沢町条例第1号)の一部を次のように改正する。

(一般の派遣職員の給与)

第4条 派遣職員のうち、企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号の職員をいう。以下同じ。)である派遣職員及び単純労務職員(地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。)である派遣職員以外のもの(以下第6条までにおいて「一般の派遣職員」という。)には、町規則の定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給さ

(一般の派遣職員の給与)

第4条 派遣職員のうち、企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号の職員をいう。以下同じ。)である派遣職員及び単純労務職員(地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。)である派遣職員以外のもの(以下第6条までにおいて「一般の派遣職員」という。)には、町規則の定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給さ

れないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと 認められるときは、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手 当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給する。

(企業職員又は単純労務職員である派遣職員の給与)

第7条 企業職員又は単純労務職員である派遣職員には、その派遣 先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対し て支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期 間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当を支給 する。ただし、派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給する ことが著しく不適当であると認められるときは、当該派遣職員に は給与を支給しない。

れないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと 認められるときは、その派遣の期間中、給料、扶養手当、住居手 当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給する。

(企業職員又は単純労務職員である派遣職員の給与)

第7条 企業職員又は単純労務職員である派遣職員には、その派遣 先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対し て支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期 間中、給料、扶養手当、住居手当及び期末手当を支給する。ただ し、派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著し く不適当であると認められるときは、当該派遣職員には給与を支 給しない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第6条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年高根沢町条例第17号)の一部を次のように改正する。

改正後 改正前 (派遣職員の給与) (派遣職員の給与) 第4条 派遣職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する

法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号の職員をいう。以下同 じ。)である派遣職員及び単純労務職員(地方公務員法第57条に 規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外の ものをいう。以下同じ。)である派遣職員を除く。第6条及び第 7条において同じ。)のうち、法第6条第2項に規定する業務に 従事するものには、その職員の期間派遣中、給料、扶養手当、地

第4条 派遣職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する 法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号の職員をいう。以下同 じ。)である派遣職員及び単純労務職員(地方公務員法第57条に 規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外の ものをいう。以下同じ。)である派遣職員を除く。第6条及び第 7条において同じ。)のうち、法第6条第2項に規定する業務に 従事するものには、その職員の期間派遣中、給料、扶養手当、住 <u>域手当</u>、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給 することができる。

(企業職員又は単純労務職員である派遣職員の給与の種類)

第7条 企業職員又は単純労務職員である派遣職員のうち、法第6 条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当を支給することができる。 居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

(企業職員又は単純労務職員である派遣職員の給与の種類)

第7条 企業職員又は単純労務職員である派遣職員のうち、法第6 条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、住居手当及び期末手当を支給することができる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第7条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成17年高根沢町条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(給与に関する特例)	(給与に関する特例)
第8条	第8条
	4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げた と認められる職員には、町長が規則で定めるところにより、その 給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給する ことができる。
4 第2項の規定による号給の決定 <u>及び前項</u> の規定による給料月額 の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。	5 第2項の規定による号給の決定 <u>第3項</u> の規定による給料月額 の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、 予算の範囲内で行わなければならない。
(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)
第10条 高根沢町職員の給与に関する条例 (昭和33年高根沢町条例	第10条 高根沢町職員の給与に関する条例(昭和33年条例第7号。

- 第7号。次項及び次条において「給与条例」という。)第3条から第4条まで、第7条から<u>第8条まで及び</u>第9条の2の規定は、特定任期付職員には、適用しない。
- 2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の3第1項<u>第17条第2項及び第17条の4第2項第1号</u>の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成17年高根沢町条例第10号)第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。)」と、給与条例第17条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、給与条例第17条の4第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。

次項及び次条において「給与条例」という。)第3条から第4条 まで、第7条から第9条の2<u>まで及び第17条の4</u>の規定は、特定 任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の3第1項<u>及び第17条第2項</u>の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成17年高根沢町条例第10号)第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。)」と、給与条例第17条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

第8条 職員の修学部分休業に関する条例(令和元年高根沢町条例第12号)の一部を次のように改正する。

改正前 改正後 (給与の減額) (給与の減額) 第3条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、 第3条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、 高根沢町職員の給与に関する条例(昭和33年高根沢町条例第7号) 高根沢町職員の給与に関する条例(昭和33年高根沢町条例第7号) 第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料、 第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料 管理職手当及びこれらに対する地域手当の月額並びに特殊勤務手 及び管理職手当(手当の額が月額をもって定められているものに 当(手当の額が月額をもって定められているものに限る。)の月 限る。)の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤 額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を 務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額して支給する。 乗じたもので除して得た額を減額して支給する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正)

第9条 職員の高齢者部分休業に関する条例(令和元年高根沢町条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(給与の減額)	(給与の減額)
第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合に	第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合に
は、高根沢町職員の給与に関する条例(昭和33年高根沢町条例第	は、高根沢町職員の給与に関する条例(昭和33年高根沢町条例第
7号) 第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、	7号) 第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、
給料、管理職手当及びこれらに対する地域手当の月額並びに特殊	給料 <u>及び管理職手当</u> (手当の額が月額をもって定められているも
<u>勤務手当</u> (手当の額が月額をもって定められているものに限る。)	のに限る。)の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たり
の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に5	の勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額して支給す
2を乗じたもので除して得た額を減額して支給する。	る。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(高根沢町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第10条 高根沢町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年高根沢町条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(会計年度任用職員の給与)	(会計年度任用職員の給与)
第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用さ	第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用さ
れた会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」と	れた会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」と
いう。) にあっては、給料 <u>、地域手当</u> 、通勤手当、時間外勤務手	いう。)にあっては、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤
当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤	務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当をい

勉手当をいい、同項第1号によって採用された会計年度任用職員 (以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)にあっては、 報酬、期末手当、勤勉手当及び通勤に係る費用弁償をいう。

(フルタイム会計年度任用職員の地域手当)

第6条の2 給与条例第9条の3の規定は、フルタイム会計年度任 用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額)

第14条 第8条の規定により準用する給与条例第13条第1項、第9条の規定により準用する給与条例第14条及び第10条の規定により準用する給与条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから町規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第16条

- 4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が休暇等条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第3条から第5条までの規定を適用して得た額に、地域手当に相当する額を加算した額とする。
- 5 前項の地域手当に相当する額は、フルタイム会計年度任用職員 に係る地域手当の例による。

い、同項第1号によって採用された会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)にあっては、報酬、期末手当、勤勉手当及び通勤に係る費用弁償をいう。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額)

第14条 第8条の規定により準用する給与条例第13条第1項、第9条の規定により準用する給与条例第14条及び第10条の規定により準用する給与条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから町規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第16条

4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が休暇等条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第3条から第5条までの規定を適用して得た額とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(高根沢町職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第11条 高根沢町職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年高根沢町条例第32号)の一部を次のように改正する。

改正後 -----

附則

(高根沢町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 第2条

8 高根沢町職員の給与に関する条例第4条第3項、第5項、第7 項から第10項まで<u>及び第8条</u>の規定並びに新給与条例第4条第4 項及び第6項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(高根沢町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改 正に伴う経過措置)

第7条 暫定再任用職員(改正法附則第4条第1項若しくは第2項 (これらの規定を同法附則<u>第9条第2項</u>の規定により読み替えて 適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条 第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則<u>第9条第2項</u>の 規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第7条第1項 から第4項までの規定により採用された職員をいう。)で地方公 務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの は、この条例による改正後の高根沢町職員の勤務時間、休日及び 休暇等に関する条例(以下この条において「新条例」という。) 第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなし 改正前

附則

(高根沢町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 第2条

8 高根沢町職員の給与に関する条例第4条第3項、第5項、第7 項から第10項まで、第8条から第9条の2までの規定並びに新給 与条例第4条第4項及び第6項の規定は、暫定再任用職員には適 用しない。

(高根沢町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改 正に伴う経過措置)

第7条 暫定再任用職員(改正法附則第4条第1項若しくは第2項 (これらの規定を同法附則<u>第9条第3項</u>の規定により読み替えて 適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条 第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則<u>第9条第3項</u>の 規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第7条第1項 から第4項までの規定により採用された職員をいう。)で地方公 務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの は、この条例による改正後の高根沢町職員の勤務時間、休日及び 休暇等に関する条例(以下この条において「新条例」という。) 第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなし 備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

第2条 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において高根沢町職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表 第1の行政職給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級で あったものの切替日における号給(次条及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及 び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第3条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び町長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替 日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、 必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第4条 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例(以下「改正後の給与条例」という。)第8

条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係

と同様の事情にある者を含む。)」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に 該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

2 切替日から令和8年3月31日までの間における第4条の規定による改正後の高根沢町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6

条の規定の適用については、同条第2項中「(4) 重度心身障害者」とあるのは

「(4) 重度心身障害者

(5) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係

と同様の事情にある者を含む。) | とする。

(令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)

第5条 切替日から令和10年3月31日までの間における地域手当の月額は、改正後の給与条例第9条の3第2項及び第3項の規定にかかわ らず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、町規則で定める地域手当の級地の区分に応じて、100分の20を超えない範囲内で 町規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、この項前段の地域手当の級地は、町規則で定める。

(令和10年3月31日までに異動のあった職員の地域手当に関する経過措置)

第6条 切替日から令和10年3月31日までの間に改正後の給与条例第9条の4第1項に規定する異動のあった職員については、同条第1項 中「前条第2項各号に定める割合をいう」とあるのは「前条第2項各号に定める割合又は高根沢町職員の給与に関する条例等の一部を改 正する条例(令和7年高根沢町条例第一号。以下この条において「令和7年改正条例」という。)附則第5条の町規則で定める割合をい う」と、「前条第2項各号に定める割合をいい」とあるのは「前条第2項各号に定める割合又は令和7年改正条例附則第5条の町規則で 定める割合をいい」と、「前条」とあるのは「前条又は令和7年改正条例附則第5条」と、「変更により」とあるのは「変更又は令和7 年改正条例附則第5条の町規則で定める級地の区分、同条の町規則で定める割合若しくは同条後段の町規則で定める級地の変更により」 と、同項第1号中「変更」とあるのは「変更又は令和7年改正条例附則第5条の町規則で定める級地の区分、同条の町規則で定める割合 若しくは同条後段の町規則で定める級地の変更」として、同条の規定を適用する。

(通勤手当及び単身卦任手当に関する経過措置)

第7条 改正後の給与条例第10条第4項及び第10条の2第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用 する。

(町規則への委任)

第8条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は町規則で定める。

附則別表

			新号給		
旧号給	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1

3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11

28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
			-		

53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	

78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90				
95	91				
96	92				
97	93				
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				
102	98				
·	•				

103	99		
104	100		
105	101		
106	102		
107	103		
108	104		
109	105		
110	106		
111	107		
112	108		
113	109		